

事例5

合理的配慮の提供

障害の種別	障害のある人の性別
肢体不自由	女性
障害のある人の年代	事例が生じた場面
不明	神社参拝
事例の内容・経緯・背景	
<p>【身体障害のある人から神社に対し、車椅子を使用した状態での参拝ができるように配慮して欲しいと相談があった件】</p> <p>車椅子を使用し神社を訪れた際に、本殿までの行き方を尋ねたところ、車椅子では参道石段の手前までしか行けず、本殿での参拝は出来ないとの回答があった。足が不自由な人も障害のない人と同じように参拝できるような配慮が検討できないだろうか。</p>	
事例を解決するための対応	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談者からの申し出を受け、神社から、次のとおり聞き取りを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに、階段のバリアフリー化ができないかどうか、工務店に相談を行ったことがあるが、急斜面であることや、費用の面から難しく、断念した経緯がある。 ・神社の裏側の私道を通れば、車椅子の方も利用ができるが、その都度、地権者の了承を得る必要がある。 ◆ 神社と専門相談員で話し合い、最終的には、次のような対応を行うこととなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子を使用されている人や肢体不自由の人などが参拝を希望される場合は、事前に連絡をいただいたうえで、神社の裏側から入れるように、地権者などと調整を行う。 ・神社のホームページなどで、そのような対応が可能であることを周知する。 	
対応後の状況や、その他の解決方法など	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ その後、同様のケースについては、事前に障害当事者から連絡があった場合については、スムーズな対応が可能となった。 ○ 階段をスロープ化するなど施設や設備のバリアフリー化については、障害者差別解消条例において「環境の整備」として、努力義務と規定しています。「環境の整備」を進めれば、その都度、地権者に私道の使用許可を得るといった「合理的配慮の提供」が不要となるという点で、中長期的なコストの削減・効率化に資するものとなる視点も重要となります。 	